

品質監査型規制調査の実施結果について
(設計及び工事の方法の認可(リサイクル燃料貯蔵株式会社
リサイクル燃料備蓄センター))

参 考 資 料 集

平成23年3月7日

原子力安全委員会事務局

目 次

- 1 品質監査型規制調査の確認結果について
(設計及び工事の方法の認可 (リサイクル燃料貯蔵株式会社
リサイクル燃料備蓄センター)) 1

- 2 品質監査型の規制調査で使用する評価基準 19

品質監査型規制調査の確認結果について（設計及び工事の方法の認可
（リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター））

1. 確認日

平成23年2月3日（木）

2. 場所

経済産業省会議室（経済産業省別館5階509号会議室）

3. 実施者

原子力安全委員会事務局

規制調査官	村上 学（チームリーダー）
規制調査官	塚本 圭二
規制調査官	中村 雅人
技術参与	清水 康一

4. 対応者

経済産業省原子力安全・保安院核燃料管理規制課 職員

5. 確認内容

5. 1 確認方法

事前（平成22年12月16日）に「監査方式確認項目（質問／回答票）」を経済産業省に送付し、平成23年2月3日に同省から質問に対する回答を聴取するとともに、関連する文書・記録類の確認を行った。

5. 2 確認結果

経済産業省の回答及び原子力安全委員会事務局の確認結果を「監査方式確認項目（質問／回答票）」に取りまとめ、次ページ以降に示す。

設計及び工事の方法の認可(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)
品質監査型規制調査 監査方式確認項目(質問/回答票)

(1)規制行政庁の品質マネジメント等に関する事項

(1-1)一般

◆品質要求

規制行政庁は、安全規制の実効性、透明性を高めるため、後続規制活動に関わる改善活動を行うなど、品質を継続的に維持・向上させること。

■評価基準

①品質マネジメントに関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[1]規制活動の品質を維持向上するための取り組みを実施していること。

品質…(1-2)以降に示す品質要求事項等

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>設計及び工事の方法の認可の審査全般について、品質を維持・向上するために行っている改善活動(取り組みの方針、具体例等)を示して下さい。</p>	<p>○個々の案件の処理において議論があった場合、統括安全審査官、耐震班長、貯蔵班長をはじめとして論点を明確にして議論を行い、方向性を決めている。</p>	<p>○設計及び工事の方法の認可の審査において議論があった場合、統括安全審査官、耐震班長、貯蔵班長をはじめとして審査の論点メモを作成の上議論し、認識の統一や情報の共有を行い、方向性を決めているとの説明を受けた。また、審査の論点メモは審査した段階での考え方を残していくためにファイルに保管されていることを確認した。当該ファイルは今後行政文書ファイルとして登録することで、後任者へ引き継ぎ、当該文書の存在を明らかにする予定であるとの説明を受けた。</p> <p>○個々の申請書内容を確認した上で、審査に必要な体制を組んでいるとの説明を受けた。</p>

<p>今回、初めて実施した使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可の審査を、適切に行うために考慮した点を示して下さい。</p>	<p>○設計及び工事の方法の認可の審査に先行して、核燃料サイクル安全小委員会中間貯蔵ワーキンググループ「使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する検討会」を開催し、材料等の外部有識者に意見を聴くと共に、技術評価書策定に当たって JNES とも議論を行い、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令第6条(材料及び構造)に係る解釈(内規)を作成した。</p> <p>○さらに、設計及び工事の方法の認可の審査に先行及び並行して、核燃料サイクル安全小委員会中間貯蔵ワーキンググループ「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法に関する検討会」を開催し、臨界防止、除熱、遮へい、閉じ込め等の外部有識者の意見を聴くと共に、技術評価に当たって JNES とも議論を行い、上記解釈(内規)を改定(追加)するための技術評価書を策定した。検討会において技術的な審議は概ね終了し、今回の審査の参考としている。</p> <p>○発電用軽水炉型原子炉施設、核燃料物質の加工施設、再処理施設の先行例の申請書及び審査書を参照することで他施設における審査を参考としている。</p> <p>○発電所における工事計画運用内規を参照することで、発電所内貯蔵施設等の審査を参考としている。</p>	<p>○設計及び工事の方法の認可の審査に先行して、核燃料サイクル安全小委員会中間貯蔵ワーキンググループ「使用済燃料貯蔵施設の溶接に関する検討会」を開催し、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令第6条(材料及び構造)に係る解釈(内規)を作成したことを、検討会の配布資料(公開)により確認した。</p> <p>○設計及び工事の方法の認可の審査に先行及び並行して、核燃料サイクル安全小委員会中間貯蔵ワーキンググループ「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法に関する検討会」を開催し、上述の内規を改定(追加)するための技術評価書を策定したことを検討会の配布資料(公開)により確認した。内規の改定作業に伴う技術的な審議は概ね終了し、今回の審査の参考としており、今後、審査実績を積んだうえで制定するとの説明を受けた。</p> <p>○発電用軽水炉型原子炉施設、核燃料物質の加工施設、再処理施設の先行例の申請書及び審査書を参照することで他施設における臨界防止、遮へい等の審査を参考としているとの説明を受けた。参考にした他施設の審査書の中から、代表例として、「日本原燃株式会社六ヶ所再処理・廃棄物事業所の再処理施設の設計及び工事の方法の認可について」の審査書を確認した。</p> <p>○下記の工事計画にかかわる内規を参照することで、発電所内貯蔵施設等の審査を参考としたとの説明を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電設備に係る工事計画の運用について(内規)
--	---	--

(1)規制行政庁の品質マネジメント等に関する事項

(1-2)文書化及び記録

◆品質要求

規制行政庁は、審査、検査のプロセスが効率的、効果的に計画され、実施されることを確実にするため、必要な文書化を行い、記録するとともに、そのための仕組みを適切に維持管理すること。

■評価基準

- ②文書化に関する事項が品質要求に照らして適切であること。
- ③記録に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[2]必要な文書・記録を定め、必要な関係者に周知していること。

文書・・・どのように物事を行うかを記述し、管理するために使用され、状況の変化を反映するために改訂することができるもの
 記録・・・何らかの活動結果として作成されるもので、その時点での事実を述べたものであり、改訂できないもの

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>設計及び工事の方法の認可の審査で共通に使用される関連の文書等(省令、要領、規定等)として、どのようなものがありますか。</p>	<p>次のようなものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 ○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令 ○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈(内規) ○日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC1-2005)」 ○日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC1-2007)」 ○日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格金属キャスク構造規格(JSME S FA1-2007)」 ○日本電気協会電気技術指針「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG 4601-1987)」等 	<p>○「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(制定平成14年7月10日、最終改正平成21年1月30日、平成21・01・15原第6号)」に使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の認可に関する基準が明示されていることを確認した。</p> <p>○設計及び工事の方法の認可の審査で共通に使用される関連の文書等として以下のものがあることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令 ・使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈(内規)(平成21年3月27日、平成21・02・26原第8号) ・日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(JSME S NC1-2005)(2007年追補版を含む)」 ・日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格金属キャスク構造規格(JSME S FA1-2007)」 ・日本電気協会電気技術指針「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG 4601-1987)」 <p>○日本電気協会電気技術指針「原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG 4601-1987)」については、既に制定している上述の内規にエンドースを行っていないものの、「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法に関する検討会」において技術的な審議は概ね終了しているとの説明を受けた。</p> <p>○申請書を確認し、審査に必要な関連文書に抜けがないことを確認しているとの説明を受けた。</p>

<p>個別の設計及び工事の方法の認可の審査では、どのような文書、記録(起案文書、審査報告書等)を作成することとなっていますか。また、それらを作成することは、どの文書に定められ、どのような方法で必要な関係者に周知していますか。</p>	<p>○個別の審査において作成している文書・記録として、起案文書に添付している審査書がある。</p> <p>○起案文書は、原子力安全・保安院本院特定行政文書取扱規程を基に作成している。</p> <p>○審査書は、原子炉等規制法第43条の8第3項の規定への適合性を示す根拠として作成している。</p> <p>○審査書の作成に関しては、個々の審査項目の担当者を割り振る時などに、統括安全審査官、耐震班長及び貯蔵班長の判断により、審査官に説明し、周知している。</p>	<p>○リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターの設計及び工事の方法の認可の審査の記録として、起案文書に添付している審査書があることを確認した。</p> <p>・使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)(平成22年8月25日決裁、平成22・06・16原第7号)</p> <p>○起案文書が下記「規程」の様式等に基づき作成されていることを確認した。</p> <p>・原子力安全・保安院本院特定行政文書取扱規程(制定平成13年1月6日、最終改正平成17年4月1日、平成17・03・23原院第9号)</p> <p>○審査書の作成に関しては、原子炉等規制法第43条の8第3項の規定への適合性を示す根拠を記載しているとの説明を受けた。</p> <p>○「原子力安全・保安院本院特定行政文書取扱規程」は、経済産業省の組織内ネットワークに掲載されて各審査官に周知されている。また、審査書の作成に関しては、個々の審査項目の担当者を割り振る時などに、統括安全審査官、耐震班長及び貯蔵班長の判断により、審査官に説明し、周知しているとの説明を受けた。</p>
--	---	---

●確認項目

[3]作成した文書・記録を適切に維持管理していること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
[2]において作成した文書等は必要に応じて改訂していますか。現在の改訂状況を示して下さい。	○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令については、平成 12 年 6 月制定後、同年 10 月に省庁再編に伴う改正、17 年 10 月に気体放射性廃棄物の管理に係る規定を追加するために改正している。	○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令(平成 12 年 6 月 16 日制定)については、平成 12 年 10 月 31 日、平成 17 年 10 月 26 日に改正していることを確認した。 ○「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」は、平成 21 年 1 月 30 日、平成 21・01・15 原第 6 号として改正されていることを確認した。
改訂した文書等の内容は、どのように必要な関係者(内部及び外部)に周知していますか。	○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令については、内部及び外部へホームページ掲載及び官報告示を行い周知するほか、事業者に対しては文書にて通知を行っている。	○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令(平成 12 年 6 月 16 日制定)においては、内部及び外部へホームページ掲載及び官報告示を行い周知するほか、事業者に文書で通知したとの説明を受けた。改正した内容・施行日についてホームページ掲載、官報告示されていることを確認した。 ○「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」は、使用済燃料貯蔵事業の許可などに関する改訂がなされているとの説明を受けるとともに、当該審査基準が平成 21 年 1 月 30 日、平成 21・01・15 原第 6 号として改正されていることを確認した。
作成した記録は、どのように保管していますか。今回の審査記録の保管状況を示して下さい。	○文書管理システムを用いて番号管理を行い、課内の書棚に保管している。 ○今回の案件に係る記録については、行政文書登録を行った上で現在課内の書棚に保管している。 ○原子力安全・保安院行政文書管理規程に基づき、行政文書の保存期間等を設定し保管している。	○作成した記録は、「原子力安全・保安院行政文書管理規程」に基づき、保存期間が 30 年の行政文書ファイルとして作成し、核燃料管理規制課内の書棚に保管されているとの説明を受けた。また、当該規程は、経済産業省の組織内ネットワークに掲載されて周知されているとの説明を受けた。 ・原子力安全・保安院行政文書管理規程(平成 17 年 4 月 1 日、平成 17・03・31 原院第 12 号) ○今回の審査記録である下記の行政文書ファイルが経済産業省内の総合文書管理システム(DOMS)に登録されていること、保存期間が 30 年になっていることを確認した。 ・使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)(平成 22 年 8 月 25 日決裁、平成 22・06・16 原第 7 号)(行政文書ファイル番号:2010-B3-1820-000041) ○ファイルの保管場所を課内から書庫に変更するときは、総合文書管理システム(DOMS)に登録されている保管場所の情報を変更するとの説明を受けた。

(2) 審査官、検査官の能力に関する事項

(2-1) 資格要件等

◆品質要求

規制行政庁は、対象となる設備や機器、又は事業者等の活動について、適切かつ確実に審査、検査を行うため、審査官、検査官に必要な資格又は能力を定めること。

■評価基準

④審査官、検査官の資格又は能力に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[4] 審査、検査をするための資格又は能力が定められていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
設計及び工事の方法の認可の審査を実施する者の資格又は能力に係る基準を内規等で定めていますか。定めていない場合は、どのような経験や実績等で審査を実施する能力があると、誰が判断していますか。	○特段資格要件を定めた内規等はないが、原子力安全規制に関連する業務経験等に基づき、統括安全審査官が、審査を実施する能力を判断している。	○特段資格要件を定めた内規等はないが、個々の審査案件の担当官を選定する場合には、統括安全審査官が職務歴、研修歴を考慮して決めているとの説明を受けた。職務歴、研修歴の確認には、教育訓練プログラムの各個人に対する力量記録表を使用しているとの説明を受けた。

●確認項目

[5]審査、検査を行った者が、必要な資格又は能力を満たしていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
今回の設計及び工事の方法の認可の審査を実施した者は、必要な資格又は能力を満たしていましたか。満たしている場合、その根拠、理由を示して下さい。	○今回の担当者のうち、2名は、民間において経験を積み、行政経験も7年以上の者であり、それぞれ耐震及び原子力の専門知識を有しており、十分な能力がある。 ○その他3名の担当者は、これまでも原子力施設の安全規制に関する行政の経験があり、十分な能力がある。	○今回の担当者のうち、2名は、民間において経験を積み、行政経験も7年以上の者であり、それぞれ耐震及び原子力の専門知識を有しており、審査を行うにあたり十分な能力を有していると判断したとの説明を受けた。 ○その他3名の担当者は、これまでも原子力施設の安全規制に関する行政の経験があり、審査を行うにあたり十分な能力を有していると判断したとの説明を受けた。

(2) 審査官、検査官の能力に関する事項

(2-2) 教育訓練

◆品質要求

規制行政庁は、審査官、検査官及びその候補者の能力の維持・向上のため、適切な教育訓練計画を策定し、実施すること。

■評価基準

⑤審査官、検査官及びその候補者に対する教育訓練の計画、実施に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[6] 審査、検査を実施する者に対して、教育訓練計画を策定し、実施していること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
設計及び工事の方法の認可の審査を実施する者及びその候補者の能力の維持向上のために策定した教育訓練計画があれば示して下さい。ない場合は、どのように能力の維持・向上を図っていますか。	○設計及び工事の方法の認可に特化した教育訓練計画は特段ない。 ○原子力安全・保安院では原子力安全規制を専門とする人材のための人材育成コースを設け、原子力安全規制関係課におけるOJTを重ね、これと専門研修を組み合わせることで、効果的なキャリア・ディベロップメントを図っている。 ○今回の設計及び工事の方法の認可審査を行った担当者は、審査に先行及び並行して、核燃料サイクル安全小委員会中間貯蔵ワーキンググループ「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法に関する検討会」において、臨界防止、除熱、遮へい、閉じ込め等の外部有識者の意見を聴くと共に、技術評価に当たってJNESとも議論を行い、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈(内規)を改定(追加)するための技術評価書を策定することで、能力の向上を図った。	○原子力安全・保安院では、「原子力安全行政研修計画」に基づき業務経験等に応じて原子力施設品質保証基礎研修、原子力耐震応用研修等の教育訓練(研修)を行っているとの説明を受けた。 ○毎年、業務目標設定時に上司と面談し、研修コースや時期等を決定しているとの説明を受けた。また、個人ごとの研修計画は教育訓練プログラムで管理しているとの説明を受けた。 ○OJTについては、取得すべきと考えられる事項(知識)、取得機会・手段を業務目標設定時の上司との面談において決定し、教育訓練プログラムで管理しているとの説明を受けた。 ○今回の設計及び工事の方法の認可審査を行った担当者は、審査に先行及び並行して、核燃料サイクル安全小委員会中間貯蔵ワーキンググループ「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法に関する検討会」において、臨界防止、除熱、遮へい、閉じ込め等の外部有識者の意見を聴くと共に、JNESとも議論を行い、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈(内規)を改定(追加)するための技術評価書を策定することで、能力の向上を図ったとの説明を受けた。

<p>上記の教育訓練計画の対象者は、どのように選定されたのですか。</p>	<p>○審査官の過去の業務経験等に基づき、必要に応じ、研修に行かせている。</p>	<p>○下記業務運営の基本方針に沿って人材育成の考え方に基づき、職位毎の専門性のレベルに応じて教育訓練を計画しているとの説明を受けた。 ・業務運営の基本方針―信頼される国民のエージェントになるために―(2007年4月)</p> <p>○審査官の職務歴、研修歴に基づき、必要に応じて研修に行かせているとの説明を受けた。 なお、職務歴、研修歴については教育訓練プログラムにおいて確認しているとの説明を受けた。</p>
<p>上記の教育訓練計画は計画のとおり実施されましたか。実施結果を示して下さい。</p>	<p>○「教育訓練プログラム」に基づき、実施した。 ・審査官のうち、1名については、昨年度、東京都市大学において原子力耐震応用研修を受けさせている。 ・審査官のうち、1名については、今年度、原子力施設品質保証基礎研修を受けさせている。</p>	<p>○左記のとおり研修を受講しているとの説明を受けた。研修実績、研修の自己評価については教育訓練プログラムに入力し、記録するとの説明を受けた。</p>
<p>今回の設計及び工事の方法の認可の審査を実施した者の教育訓練の実績を示して下さい。</p>	<p>○原子力耐震応用研修:平成21年9月～平成22年1月 ○原子力施設品質保証基礎研修:平成22年5月</p>	<p>○今回の設計及び工事の方法の認可の審査を担当した者のうち、2名は左記の研修を受講し、修了したとの説明を受け、修了書などを確認した。 また、他の担当者も過去に関係省庁輸送講習会、原子力安全規制業務研修等を受講したとの説明を受けた。</p>

(3) 審査、検査の実施に関する事項

(3-1) 審査、検査の準備

◆品質要求

規制行政庁は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、事前に必要な要領(手順、判断基準等)を定め必要な関係者に周知するとともに、効率的、効果的に審査、検査を行うため、個々の行政処分等に必要な体制等の適切な準備を行うこと。

■評価基準

- ⑥審査、検査のための要領の作成に関する事項が品質要求に照らして適切であること。
- ⑦審査、検査のための体制等の準備に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[7] 審査、検査のための必要な要領(手順、判断基準等)を事前に定めていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
今回の設計及び工事の方法の認可の審査では、事前に必要な要領(手順書、審査基準等)を定めましたか。定めた要領を示して下さい。定めていない場合は、要領に替わるものとして、どのようなものがありますか。	○今回の設計及び工事の方法の認可のために、個別に定めた要領はない。 ○設計及び工事の方法の認可の審査全般について、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈(内規)に基づき審査をしている。 ○本施設ははじめて審査を行う施設ということがあり、設計及び工事の方法の認可の審査に先行及び並行して、核燃料サイクル安全小委員会中間貯蔵ワーキンググループ「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法に関する検討会」において、臨界防止、除熱、遮へい、閉じ込め等の外部有識者の意見を聴くと共に、技術評価に当たって、JNESとも議論を行い、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈(内規)を改定(追加)するため技術評価書を策定した。検討会において技術的な審議は概ね終了し、今回の審査の参考としている。	○今回の設計及び工事の方法の認可案件のみを対象とした審査のための要領は作成していないが、発電用軽水型原子炉施設、核燃料物質の加工施設、再処理施設の先行例の申請書及び審査書を参照することで他施設における審査を参考としているとの説明を受けた。また、原子力発電設備に係る工事計画運用内規を参照することで、発電所内貯蔵施設等の審査を参考としたとの説明を受けた。 ○設計及び工事の方法の認可の審査に必要な下記の省令、内規が制定されていることを確認した。 ・使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令 ・使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈(内規)(平成21年3月27日、平成21-02-26 原院第8号) ○本施設は、発電所外の施設としてはじめての使用済燃料貯蔵施設ということがあり、審査に先行及び並行して、核燃料サイクル安全小委員会中間貯蔵ワーキンググループ「使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法に関する検討会」において、臨界防止、除熱、遮へい、閉じ込め等の外部有識者の意見を聴くと共に、技術評価に当たって、JNESとも議論を行い、上記解釈(内規)を改定(追加)するための技術評価書を策定したとの説明を受けた。また、内規の改定に伴う技術的な審議は概ね終了しており、今回の審査の参考としているとの説明を受けた。

<p>その要領(またはそれに替わるもの)は、どのような手続きで策定されましたか。</p>	<p>○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈(内規)はパブリックコメントにかけ、公に意見を募集した後、原子力安全・保安院文書発出要領(内規)及び原子力安全・保安院決裁規定等に基づき決裁処理を行い、制定している。</p>	<p>○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の改正、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令の解釈(内規)の制定は、パブリックコメントにかけ、公に意見を募集した後に行われていることを原子力安全・保安院のホームページにおいて確認した。</p>
--	---	--

●確認項目

[8] 審査、検査のための必要な体制等を準備していること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>今回の設計及び工事の方法の認可の審査では、審査体制をどのように組織したか示して下さい。また、組織する時の考え方や根拠を示して下さい。</p>	<p>○統括安全審査官が総括的任務にあたるとともに、その指導のもと、貯蔵班長、耐震班長、安全審査官 3 名の計 6 名により審査を行った。</p> <p>○審査に当たっては、統括安全審査官が総括的任務にあたるとともに、耐震班長が耐震に関する審査、貯蔵班長が設備に関する審査を把握できる体制を構築した。</p>	<p>○今回の設計及び工事の方法の認可の審査では、統括安全審査官が総括的任務にあたるとともに、その指導のもと、貯蔵班長、耐震班長、安全審査官 3 名の計 6 名により審査を行ったとの説明を受けた。また、起案文書の決裁欄に、当該審査を担当した 6 名の捺印があることを確認した。</p> <p>・使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)(平成 22 年 8 月 25 日決裁、平成 22・06・16 原第 7 号)</p>

(3) 審査、検査の実施に関する事項

(3-2) 審査、検査の実施

◆品質要求

審査官、検査官は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、定められた要領*に従い、効率的、効果的に審査、検査を実施するとともに、その結果及び根拠等を確実に記録すること。

* 実施手順の他、規制行政庁が定める、職員の業務実施の際に遵守すべき一般的なルールを含める。

■評価基準

⑨審査、検査の結果の記録に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[9] 審査要領、検査要領に従った記録を作成していること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
今回の設計及び工事の方法の認可の審査では、定めた要領(またはそれに替わるもの)に従って、記録を作成しましたか(記載内容、記録フォーマット等を含む)。該当する記録を示して下さい。	○記載内容にかかる記録要領として今回個別に定めたものはなく、統括安全審査官の指導のもと、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令に従い審査を行った旨を記述した審査書を作成し、起案文書に添付している。	○記録を作成するために要領として特に定めたものはなく、今回の設計及び工事の方法の認可の審査では、使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令に従い審査を行った旨を記述した審査書を作成したとの説明を受けた。なお、起案文書に添付された審査書があることを確認した。 ・使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)(平成22年8月25日決裁、平成22・06・16原第7号)
要領(またはそれに替わるもの)に従って記録が作成されていることを、誰がどのような手続きで確認しましたか。	○今回の審査書については、起案文書の決裁過程において、統括安全審査官及び貯蔵班長等が本件の処分にあたり必要な内容が記載されていることを確認した。なお、決裁権を持つ原子力安全・保安院長が最終確認を行っている。	○本件に係る起案文書に貯蔵班長、耐震班長、統括安全審査官の捺印があることを確認した。また、「事務の専決処理に関する規程」に基づき、原子力安全・保安院長の決裁が行われていることを確認した。 ・使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)(平成22年8月25日決裁、平成22・06・16原第7号) ・事務の専決処理に関する規程(制定平成13年1月6日、最終改正平成22年8月16日、平成22・07・20総第1号)

●確認項目

[10] 審査結果、検査結果とその根拠が記録に記載されていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
今回の設計及び工事の方法の認可の審査では、審査結果とその根拠が記録に記載されましたか。該当する記録を示して下さい。	○使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する省令に適合していることを審査官が確認し、その旨審査書に記載している。なお、審査書は起案文書に添付している。	○本件に係る起案文書に添付された審査書において、審査結果とその根拠が記載されていることを確認した。 ・使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)(平成22年8月25日決裁、平成22・06・16原第7号)

(3) 審査、検査の実施に関する事項

(3-3) 評価及び処分

◆品質要求

規制行政庁は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、要求される安全の目的、原則、基準に照らして、審査、検査の結果を適切に評価するとともに、結果を通知するなど、行政処分等を確実に実施すること。

■評価基準

⑩評価及び処分に関する事項が品質要求に照らして適切であること。

●確認項目

[11] 審査結果、検査結果が適切であることを確認するための評価が実施されていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
今回の設計及び工事の方法の認可の審査結果の適切性の評価は、どのような手続きで行われましたか。	○経済産業省決裁規程及び事務の専決処理に関する規程に基づく起案文書の決裁過程において、審査内容を確認し、適切性を評価している。	○今回の設計及び工事の方法の認可の審査結果の適切性の評価については、起案文書の決裁過程で、耐震班長が耐震に関する事項、貯蔵班長が設備に関する事項について審査結果を確認、統括安全審査官が審査の総括的任務に当たる者としてその内容を確認、さらに核燃料管理規制課長が課内業務を総括するものとして審査結果の妥当性を確認、最終的には、決裁権を持つ原子力安全・保安院長が確認しているとの説明を受けた。「事務の専決処理に関する規程」に基づき、原子力安全・保安院長の決裁が行われていることを確認した。 ・使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)(平成22年8月25日決裁、平成22・06・16原第7号) ・事務の専決処理に関する規程(制定平成13年1月6日、最終改正平成22年8月16日、平成22・07・20総第1号)

●確認項目

[12]審査、検査が適切な期間で実施されていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>設計及び工事の方法の認可申請の受理後、認可文書の交付までには、標準的などの程度の期間を見込んでいますか。見込んでいない場合、その理由を示して下さい。</p>	<p>○経済産業大臣の処分に係る標準処理期間に関する規程において、原子炉等規制法第43条の8(設計及び工事の方法の認可)に係る申請から交付までの期間についての定めはないが、原子炉を参考として概ね3月程度を念頭に審査業務に携わった。</p>	<p>○経済産業大臣の処分に係る標準処理期間に関する規程において、原子炉等規制法第43条の8(設計及び工事の方法の認可)に係る標準処理期間についての定めはないが、原子炉施設を参考として概ね3月程度を念頭に審査業務に携わったとの説明を受けた。また、経済産業大臣の処分に係る標準処理期間に関する規程において、原子炉等規制法第27条第1項に基づく原子炉(研究開発段階にある原子炉)施設の設計及び工事の方法の認可及び電気事業法第47条第1項の規定による事業用電気工作物の工事計画の認可(原子力発電所)の標準処理期間が3月であることを確認した。</p> <p>・経済産業大臣の処分に係る標準処理期間に関する規程(制定平成16年10月1日、最終改正平成22年4月1日、平成22・03・23総第2号)</p> <p>○原子炉等規制法第43条の8(設計及び工事の方法の認可)に係る標準処理期間を設定については、今後の審査実績を踏まえて検討するとの説明を受けた。</p>
<p>今回の設計及び工事の方法の認可に係る認可文書は、期間内に交付されましたか。されなかった場合、その理由を示して下さい。</p>	<p>○3月内に交付した。</p>	<p>○本件の認可に係る起案文書により3月であることを確認した。</p> <p>・使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)(平成22年8月25日決裁、平成22・06・16原第7号) 受理年月日:平成22年6月16日 施行年月日:平成22年8月27日</p>

●確認項目

[13]行政処分の結果の通知等が実施されていること。

質問	回答(参照資料名等を含む)	確認結果(原子力安全委員会事務局記入欄)
<p>今回の設計及び工事の方法の認可の審査の結果は、申請者に対しどのように通知されましたか。通知した方法を示して下さい。</p>	<p>○認可の施行文書については、事業者にも文書で通知を行い、併せてホームページへの掲載によって公表を行っている。</p>	<p>○行政文書ファイルに控えとして保管されている認可書の写しにより、経済産業大臣よりリサイクル燃料貯蔵株式会社取締役社長に対し、文書にて認可を通知したことを確認した。 ・使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)(平成22年8月25日決裁、平成22・06・16原第7号)(行政文書ファイル番号:2010-B3-1820-000041)</p>
<p>今回の設計及び工事の方法の認可の審査の結果の公開性は、どのように確保されていますか。</p>	<p>○ホームページへの掲載によって公表を行っている。 ○また、四半期毎に原子力安全委員会本会議(公開)に認可実績を報告している。 ○ホームページの公開等、保安院における業務の運営については、「業務運営の基本方針―信頼される国民のエージェントになるために―」に基づき実施している。</p>	<p>○原子力安全・保安院のホームページに、平成22年8月27日付けにて「リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける設計及び工事の方法の認可等について」が掲載されていることを確認した。 ○保安院が作成した「業務運営の基本方針」において、報道発表、ホームページ掲載基準が記載されていることを確認した。 ・「業務運営の基本方針―信頼される国民のエージェントになるために―」(2007年4月、原子力安全・保安院) ○今回の設計及び工事の方法の認可に係る文書は、行政文書として行政ファイル管理簿に登録され、その情報が経済産業省内の総合文書管理システム(DOMS)を通じて公開され、情報公開法に従い、手続きを経ることにより公開可能となっているとの説明を受けた。 ・使用済燃料貯蔵施設に関する設計及び工事の方法の認可について(リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センター)(平成22年8月25日決裁、平成22・06・16原第7号)(行政文書ファイル番号:2010-B3-1820-000041)</p>

品質監査型の規制調査で使用する評価基準

(1) 規制行政庁の品質マネジメント等に関する事項		
(1-1) 一般	品質要求	規制行政庁は、安全規制の実効性、透明性を高めるため、後続規制活動に関わる改善活動を行うなど、品質を継続的に維持向上させること。
	評価基準	① 品質マネジメントに関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】
(1-2) 文書化 及び記録	品質要求	規制行政庁は、審査、検査のプロセスが効率的、効果的に計画され、実施されることを確実にするため、必要な文書化を行い、記録するとともに、そのための仕組みを適切に維持管理すること。
	評価基準	② 文書化に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】 ③ 記録に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】
(2) 審査官、検査官の能力に関する事項		
(2-1) 資格要件等	品質要求	規制行政庁は、対象となる設備や機器、又は事業者等の活動について、適切かつ確実に審査、検査を行うため、審査官、検査官に必要な資格又は能力を定めること。
	評価基準	④ 審査官、検査官の資格又は能力に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査／立会】
(2-2) 教育訓練	品質要求	規制行政庁は、審査官、検査官及びその候補者の能力の維持・向上のため、適切な教育訓練計画を策定し、実施すること。
	評価基準	⑤ 審査官、検査官及びその候補者に対する教育訓練の計画、実施に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】
(3) 審査、検査の実施に関する事項		
(3-1) 審査、検査の 準備	品質要求	規制行政庁は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、事前に必要な要領(実施手順、判断基準等)を定め必要な関係者に周知するとともに、効率的、効果的に審査、検査を行うため、個々の行政処分等に必要な体制等の適切な準備を行うこと。
	評価基準	⑥ 審査、検査のための要領の作成に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】 ⑦ 審査、検査のための体制等の準備に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査／立会】
(3-2) 審査、検査の 実施	品質要求	審査官、検査官は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、定められた要領 [※] に従い、効率的、効果的に審査、検査を実施するとともに、その結果及び根拠等を確実に記録すること。 ※実施手順の他、規制行政庁が定める、職員の業務実施の際に遵守すべき一般的なルールを含める。
	評価基準	⑧ 審査、検査の実施に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【立会】 ⑨ 審査、検査の結果の記録に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査／立会】
(3-3) 評価 及び処分	品質要求	規制行政庁は、審査、検査の目的を確実に達成し、その実効性、透明性を確保するため、要求される安全の目的、原則、基準に照らして審査、検査の結果を適切に評価するとともに、結果を通知するなど、行政処分等を確実に実施すること。
	評価基準	⑩ 評価及び処分に関する事項が品質要求に照らして適切であること。【監査】

【監査】: 監査方式での確認項目、【立会】: 立会方式での確認項目、

【監査／立会】: 監査方式と立会方式での確認項目